

固定系通信に関する電気通信事業者の 業務の状況等の確認結果

令和2年6月5日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部
事業政策課
料金サービス課

電気通信事業分野における市場検証に関する 年次計画(令和元年度)で定めた実施内容

2. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

FTTHの契約数におけるNTT東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が年々高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられる一方で、MNOの小売市場におけるシェアが増加傾向にあることから、FTTHの卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。

また、NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。

こうした点を踏まえ、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(令和元年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。)に基づき、**NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者**(卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。)に対し、**サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。**なお、その際、**令和元年7月1日から開始された事業者変更に係る状況にも留意することとする。**

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。(以下略)

(参考) NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(令和元年5月改定) 概要

● 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT東西」という。)の提供するFTTHの卸売サービス(以下「サービス卸」という。)に関する電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の適用関係を明確化し、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示することにより、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務(特定卸役務)の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、消費者保護の充実、同法の運用の一層の透明化を図り、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するため、ガイドラインを平成27年2月に策定、令和元年5月に改定。

【 サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係 】

| 対象 | 主な規律 | 電気通信事業法上問題となり得る行為 | |
|---------------------------|--|---|---|
| 卸提供事業者 (NTT東西) | <ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信役務に関する規律(第20条等) ・業務改善命令(第29条) ・禁止行為規制(第30条、第31条) ・第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する制度(第38条の2及び第39条の2) | <ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い |
| 卸先事業者 (株式会社NTTドコモを除く。) | <ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の説明(第26条) ・書面の交付(第26条の2) ・電気通信業務の休止及び廃止の周知(第26条の4) ・苦情等の処理(第27条) ・電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) ・媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3) ・業務改善命令(第29条) | <ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 契約前の説明義務の履行不十分 ③ 書面交付義務の履行不十分 ④ 業務の休廃止の周知の履行不十分 ⑤ 苦情等の処理の履行不十分 ⑥ 不実告知、事実不告知 ⑦ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 | <ul style="list-style-type: none"> ⑧ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 |
| 卸先事業者 (株式会社NTTドコモに限る。) | <ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の説明(第26条) ・書面の交付(第26条の2) ・電気通信業務の休止及び廃止の周知(第26条の4) ・苦情等の処理(第27条) ・電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) ・媒介等業務受託者に対する指導(第27条の3) ・業務改善命令(第29条) ・禁止行為規制(第30条) | <ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となつて行う排他的な業務 ④ 契約前の説明義務の履行不十分 ⑤ 書面交付義務の履行不十分 ⑥ 業務の休廃止の周知の履行不十分 ⑦ 苦情等の処理の履行不十分 ⑧ 不実告知、事実不告知 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ⑩ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分 |
| 卸先契約代理業者 (販売代理店) | <ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の説明(第26条) ・電気通信事業者等の禁止行為(第27条の2) | <ul style="list-style-type: none"> ① 契約前の説明義務の履行不十分 ② 不実告知、事実不告知 | <ul style="list-style-type: none"> ③ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 |
| 上記各事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 | | |

2-1(1) NTT東西におけるサービス卸の提供状況等

- 「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)」(令和元年12月6日)に基づき、NTT東西におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認。

| 確認対象事業者 | 確認項目 | | |
|--|---|--|---|
| NTT東西 | <p>➤ サービス卸ガイドラインに規定された電気通信事業法上問題となり得る行為の有無及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為等の実施状況を確認。</p> <p>【確認項目】</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="414 692 1139 892"> <ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 </td> <td data-bbox="1243 692 2030 928"> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い </td> </tr> </table> | <ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い |
| <ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 | <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い | | |

- サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東西において、電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実の確認できなかった。
- また、NTT等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保や卸先事業者に対するサービス卸ガイドラインの周知等についても、平成27年2月の行政指導に反する行為に該当する事実は確認できなかった*。
- 令和元年7月1日から開始された事業者変更の提供について、不当な差別的取扱いを行っている事実は確認できなかった。
- 加えて、総務省において、契約数の多い卸先事業者等に対して調査を行ったところ、卸先事業者等からは以下のような観点からの意見や要望があったが、現時点では、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われている事実は確認できなかった。
 - ― サービス卸の提供料金の値下げを求めるもの
 - ― FTTHアクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われている
- 総務省においては、今後とも、サービス卸の提供において、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないか、引き続き注視していくとともに、個別事案については、状況に応じて、必要な措置をとることとする。

* 平成27年2月、総務省は、サービス卸ガイドラインの策定と併せて、サービス卸の提供に関して対応及び報告すべき事項について要請。

当該要請においては、NTT等に係る累次の公正競争要件及び利用者利益の確保(下記①～③)を踏まえた対応とともに、全ての卸先事業者に対して、サービス卸ガイドラインに定める電気通信事業法上問題となり得る行為及び消費者保護の充実等の観点から望ましい行為(特に「卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること」の部分)を参照すべきことを明示して、周知することを求めている。

① 公正有効競争条件(平成4年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表)抜粋

:「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする」

② 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針(平成9年郵政省告示第664号)抜粋

:「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」

③ 情報通信審議会答申(平成26年12月18日情通審第47号)抜粋

:「利用者利益を確保する観点から、サービス卸を提供する場合でも、利用者からの求めがある場合には、少なくとも当分の間はフレッツ光サービスやIP電話サービス等を自ら利用者に提供することが期待される」

①競争阻害的な料金の設定等に関する確認結果(詳細) <1/2>

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|--|---|---|
| <p><特定の卸先事業者に対する不当な優遇> 自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を設定するなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱う場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • NTT東西から届け出られている個別の契約内容(以下「届出契約内容」という。)※1からは、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の適用がされているとは認められなかった。 • 特定の卸先事業者に対する不当な優遇に該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> • 特定の卸先事業者に対する不当な優遇が行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を適用することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。</p> |
| <p><特定の卸先事業者に適用が限定される割引> 実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されるような大口割引を行う場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 届出契約内容からは、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引は認められなかった。 • 特定の卸先事業者に適用が限定される割引に該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> • 実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されるような大口割引が行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引※2を行うこと。</p> |
| <p><他の電気通信役務とのバンドル提供に係る条件> 特定卸役務と他の電気通信役務をバンドル提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定する、又は当該他の電気通信役務とのバンドル提供を受ける者にのみ特定卸役務を提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 届出契約内容からは、特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に双方の役務の料金を区分せずに設定すること又は当該他の役務の提供を受ける者のみに特定卸役務を提供する規定があるとは認められなかった。 • 他の電気通信役務とのバンドル提供に係る料金設定等が適正に行われていないといった具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> • 他の電気通信役務とのバンドル提供に係る料金設定等が適正に行われているか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。</p> |

※1 NTT東西と届出対象事業者(*)との個別の契約に関して、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第25条の5の規定によりNTT東西から提出された届出書、契約書その他の書面。

* 電気通信事業法施行規則第25条の7に規定する以下のいずれかの基準に該当する卸先事業者をいい、

構成員限り

の4事業者が該当。

- ① NTT東西の特定関係法人であって、NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数5万以上の電気通信事業者
- ② NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数50万以上の電気通信事業者
- ③ その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者(移動通信事業者)

※2 NTT東西が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、NTT東西による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となる可能性がある。

①競争阻害的な料金の設定等に関する確認結果(詳細) <2/2>

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|--|---|---|
| <p><適正なコストを下回る卸料金の設定> 競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸料金(額面)を、「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」(平成30年2月総務省策定)に基づきNTT東西において算定した接続料水準と比較した結果によると、接続料水準を下回る卸料金の設定がされているとは認められなかった。 競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを下回る卸料金を設定するといった具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 適正なコストを下回る卸料金の設定が行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト^{※1}を下回る料金^{※2}を設定すること。</p> |
| <p><利用者料金を上回る卸料金の設定> 利用者料金を上回る卸料金を設定する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」に基づきNTT東西において算定した利用者料金水準(工事費、手続費等を除く。)と卸料金(額面)を比較した結果によると、利用者料金よりも高い卸料金が設定されているとは認められなかった。 工事費、手続費等については、届出契約内容からは、利用者料金よりも高い額が設定されているとは認められなかった。 利用者料金を上回る卸料金を設定するといった具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者料金を上回る卸料金の設定が行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手続費等を含む。)について、利用者に対する料金よりも高い料金^{※3}を設定すること。</p> |

※1 サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。

※2 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

※3 ※2に同じ。

(参考)コスト及び利用者料金との関係

| | | | 1利用者当たりの 接続料水準(コスト)※ | 卸料金(額面) | 利用者料金水準※ |
|-------|----|--------|-------------------------|---------|----------|
| 定額 | 戸建 | NTT東日本 | | | |
| | | NTT西日本 | | | |
| | 集合 | NTT東日本 | | | |
| | | NTT西日本 | | | |
| 二段階定額 | 戸建 | NTT東日本 | | | |
| | | NTT西日本 | | | |

構成員限り

※ 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」による検証の結果に関する2020年1月14日付NTT東日本・西日本報告に基づく数値。
 接続料水準は、2020年度の適用接続料及び当該接続料額の設定の前提である予測収容数を用いて算定されたもの。
 利用者料金水準は、原則割引を考慮して算定されたもの。
 定額・戸建の接続料水準は、フレッツ光ネクスト・ファミリータイプの提供を想定した場合の値。
 二段階定額・戸建の接続料水準は、フレッツ光ライト・ファミリータイプの提供を想定した場合の値。

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|---|--|---|
| <p>＜提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い＞ 自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容からは、提供手続及び提供までの期間について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p> |
| <p>＜技術的条件に係る不当な差別的取扱い＞ 技術的条件について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定卸役務に係る技術的条件については「IP通信網サービス契約約款及び技術的参考資料(IP通信網サービスのインターフェース-フレッツシリーズ-)」に規定・公表されていることを確認。 卸先事業者に対して、同一のシステムによる特定卸役務の申込、同一のシステムによる故障申告を認めていることを確認。 届出契約内容からは、特定卸役務に係る技術的条件について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、技術的条件に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 技術的条件に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 技術的条件に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等)について、合理的理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p> |

④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い及び⑤競争阻害的な情報収集に関する確認結果(詳細)

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|---|---|--|
| <p><サービス仕様に係る不当な差別的取扱い> サービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容からは、禁止事項や商標利用に係る条件等について、合理的な理由なく卸先事業者によって差別的に取り扱うことを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、サービス仕様に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 サービス仕様に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> サービス仕様に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p> |
| <p><競争阻害的な情報収集> 卸先事業者の事業計画等の内容を合理的な理由なく聴取する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容に、NTT東西が必要と認める場合及び卸先事業者の契約の履行状況に疑義が生じた場合に限り、資料提出や卸先事業者の事業所等の調査を行うなど、情報収集に一定の条件を設けていることを確認。 NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、競争阻害的な情報収集に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 競争阻害的な情報収集に該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 競争阻害的な情報収集が行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。</p> |

⑥情報の目的外利用及び⑦情報提供に係る不当な差別的取扱いに関する確認結果(詳細)

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|--|---|---|
| <p><情報の目的外利用> 卸先事業者の情報を合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、特定卸役務の用に供する目的以外の目的で利用・提供する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容に、営業上・技術上の機密情報を相手方の事前承諾なしに第三者に提供しないこと、契約の履行の目的以外には利用しないことが規定されていることを確認。 NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報の目的外利用に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 情報の目的外利用に該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 情報の目的外利用が行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。</p> |
| <p><情報提供に係る不当な差別的取扱い> 情報提供の内容及び質、提供時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先事業者への情報提供について、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおける情報、FAQ等の公開を行っていることを確認。 NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、情報提供に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 情報提供に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 情報提供に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。</p> |

⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉及び ⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱いに関する確認結果(詳細)

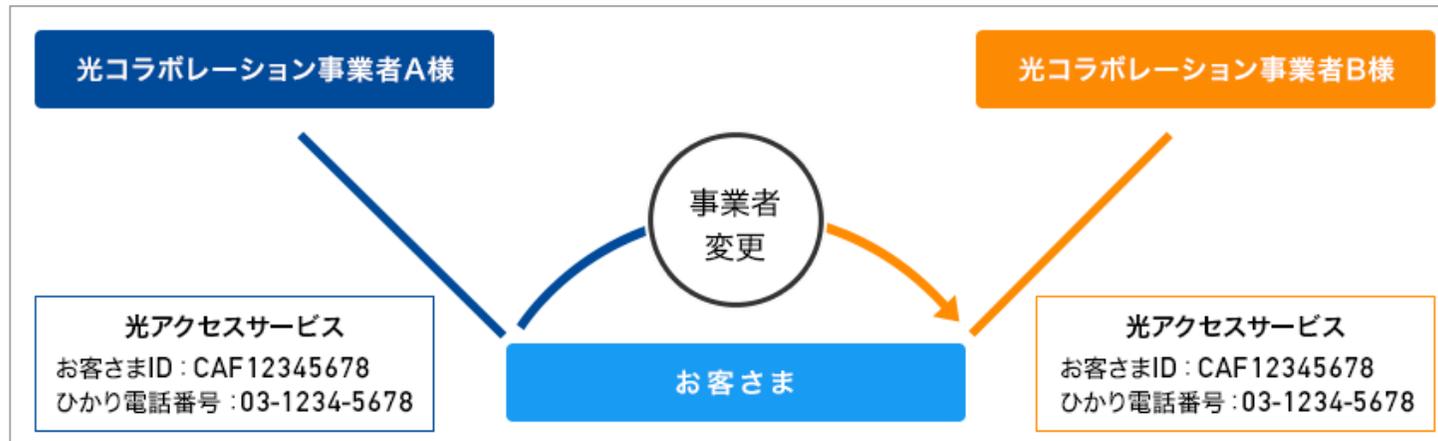
| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|--|--|---|
| <p>＜業務に関する不当な規律・干渉＞ 卸先事業者が接続を利用して提供する役務へと利用者に移転させることを不当に制限する、又は他の役務提供をさせないなど、合理的な理由なく卸先事業者のサービス提供を制限する場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出契約内容からは、卸先事業者の業務へ合理的な理由なく規律・干渉することを認める規定・条件が設けられているとは認められなかった。 卸先事業者の事業活動のうち契約書に定める禁止事項に該当しないものの事例について、卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトにおいて掲載されていることを確認。 NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、卸先事業者の業務に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 業務に関する不当な規律・干渉に該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 業務に関する不当な規律・干渉が行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務の提供に当たって卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者に移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。</p> |
| <p>＜業務の受託に係る不当な差別的取扱い＞ 料金請求・回収代行業務等の受託に関して、自己の関係事業者に対する手数料に比べて他の電気通信事業者に対する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく事業者によって差別的な取扱いをする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 料金請求・回収代行等の受託に関しては、受託する業務の内容・業務量が同様である場合は、同一の提供条件で提供していることを確認。 NTT東西における全社員を対象に実施した公正競争に係る社内研修及び自主的な点検において、業務の受託に係る不当な差別的取扱いを行わないように社員教育を行っていることを確認。 業務の受託に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 業務の受託に係る不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 | <p>§ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。</p> |

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|--|--|--|
| <p>＜消費者保護の充実等の観点から望ましい行為＞</p> <p>サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、NTT東西においては、契約関係のある全ての卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。</p> <p>特に、卸先事業者における法令違反の事実が明らかになった場合には、再発防止など、適切な措置を講じることが適当とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先事業者向けのポータルサイトにおいて、卸先事業者が特に留意すべき点等を明示し、常時確認ができるようにするとともに、法令・ガイドラインの改正時には内容を更新し、その旨をポータルサイトのトップページに掲載し、その旨卸先事業者へメールで周知している旨を確認。 卸先事業者のサービスの利用者からNTT東西に苦情等が寄せられた場合、卸先事業者に対し、適切な対応を実施するよう依頼するとともに、問合せや調査依頼を行い、調査結果・改善結果の報告を受けていることを確認。 また、卸先事業者の不適切な営業活動等が明らかになった場合、サービス卸ガイドライン等を遵守した適正な営業活動を行うよう申し入れを実施し、是正されない場合には、受付停止・契約解除等の措置を講じていることを確認。 | <ul style="list-style-type: none"> NTT東西において一定の取組を行っていることが確認できたものの、卸先事業者のサービスに関しては、「消費者保護の充実等の観点から望ましい行為」への対応状況について、引き続き注視。 | <p>§ 卸提供事業者においては契約関係のある全ての卸先事業者に対し、卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。特に、本ガイドラインが遵守を求める法令に卸先事業者が違反していた事実が明らかとなった場合には、再発防止及び利用者利益の保護を図るための適切な措置を講じること。</p> |

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 |
|--|--|
| <p><事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東西において、事業者変更の提供に当たって、不当な差別的取扱いを行わないために以下の措置を講じていることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> 事業者変更の手続きを行うためのシステムは、全ての卸先事業者に対して、同一のシステムを提供し、事業者変更実施可能日については、事業者間の優先順位なく受け付ける仕組みとなっている。 NTT東西と全ての卸先事業者との間で、事業者変更の実施について規定した光コラボ契約を締結し、事業者変更手数料等の提供条件については全ての卸先事業者において同一の内容を定めている。 事業者変更に関する仕様書やマニュアル等については、全ての卸先事業者に対して、一斉メールによる周知や卸先事業者が閲覧可能なポータルサイトへの掲載を行うことにより、情報提供の同等性を確保している。 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱いに該当する具体的な事例は指摘されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> 不当な差別的取扱いが行われていないか、引き続き注視。 |

(参考) 事業者変更の概要

令和元年7月1日から、サービス卸の最終利用者が、電話番号を変更することなく、サービス提供元を他の卸先事業者又はNTT東西に変更できる仕組みが開始。



【NTT東日本HPより】

2-1(2) NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者 におけるサービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等

- 「電気通信市場分野における市場検証に関する年次計画(令和元年度)」に基づき、NTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者、接続事業者及び自己設置事業者(NTT東西を除く)に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況及びサービス提供に当たっての課題等について、アンケート調査を実施。

【アンケート調査の概要】

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>対象事業者</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西のサービス卸の提供を受ける卸先事業者(卸契約数や苦情相談件数等を考慮して選定) ・NTT東西及びサービス卸の提供を受ける卸先事業者以外の主要なFTTH事業者(接続事業者、自己設置事業者等) |
| <p>確認方法</p> | <p>アンケート調査(サービス卸の提供を受ける卸先事業者計17社、主要なFTTH事業者4社(うち2社は卸先事業者と同一)から回答あり)</p> |
| <p>確認項目及び確認結果の概要</p> | <p>① 競争阻害的な料金の設定等 ⇒ 一部の事業者から過度なキャッシュバックなどにより電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難になるおそれがある旨の指摘があった。また、MNO以外の卸先事業者からはMNOが行うキャッシュバックやセット割引に対する懸念の声が寄せられている。これらを踏まえ、本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関するWG」において、引き続き、これらの具体的な状況の確認を実施する。</p> <p>② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⇒ 各卸先事業者において、一定の取組を行っていることを確認した。</p> <p>③ サービス提供に当たっての課題等 ⇒ サービス卸の提供料金の値下げを求める意見、FTTHアクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われている等の意見があった。引き続き卸料金の引き下げも含むNTT東西の取組状況を注視するとともに、必要な措置について検討する。</p> <p>④ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い ⇒ 事業者変更に係る不当な差別的取扱いは、現時点では確認されなかった。なお、「競争ルールの検証に関するWG」において、利用者のスイッチングコストの更なる減少に向け、具体的検討を実施する。</p> |

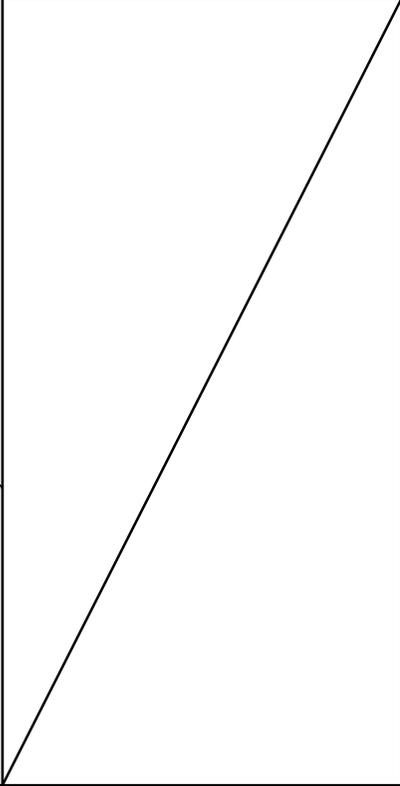
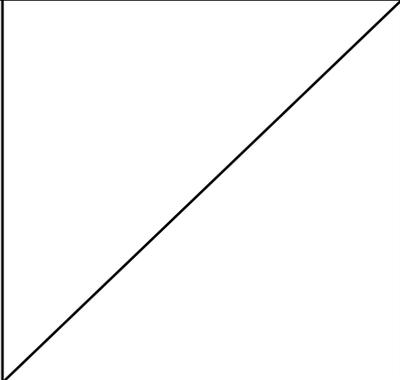
| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|---|--|---|
| <p><確認項目:料金設定の適正性></p> <p>卸先事業者が、競争事業者を排除又は弱体化させるために、適正なコストを著しく下回るような料金設定をする場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <p>⇒ 各卸先事業者に対するアンケートでは、NTT東西のサービス卸の提供料金(卸料金)以外のコストについての十分な回答が得られなかったこと等から、現時点で競争阻害的な料金設定となっていないかどうかについて直ちに判断はできないが、次項目の「MNOが行うセット割引に係る料金設定の適正性」及びP19の「キャッシュバックの適正性」の観点からの意見を除き、各社から他の事業者において競争事業者を排除又は弱体化させるために競争阻害的な料金設定がされているという指摘はなかった。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関するWG」において、FTTHアクセスサービスのキャッシュバック等及び料金等提供条件が不当競争を引き起こすこととなる具体例を示す「FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例」(令和元年6月28日公表)等に基づき、競争阻害的な料金設定がされていないか具体的な状況の確認を実施。 | <p>§ 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金※を設定すること。</p> <p>※ ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。</p> |
| <p><確認項目:MNOが行うセット割引に係る料金設定の適正性></p> <p>MNOの利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられるため、セット割引の料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。</p> <p>⇒ MNOが行うセット割引の料金設定について、FTTHアクセスサービスを提供するMVNOからは、MNOによる割引額がFTTHアクセスサービスにおける利益の額を超えることから、同程度の割引を行うことは不可能との回答があった。</p> | <ul style="list-style-type: none"> MNOが行うセット割引については、利用者アンケートの結果に鑑みると、乗換えに一定の影響を与えていると考えられ、また、MNO以外のFTTHアクセスサービスを提供する事業者から、割引の水準について懸念する声が寄せられていることも踏まえ、公正競争上の弊害が生じていないか、本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関するWG」において具体的な状況の確認を実施。 | <p>➤ 移動通信市場については、固定通信市場の隣接市場であること及び協調的寡占の色彩が強い市場であると指摘されていること等から、利用者料金等の設定が公正競争環境に与える影響が特に大きいと考えられる。このため、移動通信事業者(MNO)が卸先事業者になり、特定卸役務の提供を受けて提供する電気通信役務と自社の移動通信の役務とを組み合わせ料設定を行って提供する場合(いわゆるセット割引)において、料金設定について懸念が生じたときには、それぞれの役務の料金について合理的な説明を行うことが求められる。</p> |

※ MNO : 電気通信役務としての移動通信サービス(以下単に「移動通信サービス」という。)を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設又は運用している者。

MVNO : MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者。

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|--|--|--|
| <p><確認項目:キャッシュバックの適正性></p> <p>過度なキャッシュバックなどの行為により、電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせる場合、電気通信事業法上問題となり得る。</p> <p>⇒ 過度なキャッシュバックなどにより電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難になるおそれがある旨、一部の事業者から指摘があった。</p> <p>なお、卸先事業者17社中、8社からキャッシュバック施策を実施しているとの回答があり、8社を比較すると、MNOが行うキャッシュバックの金額が大きい状況であった。キャッシュバック施策の金額は、提供時期、適用条件等によって変動するものの、数千円から10万円程度(商品券等で提供する場合を含む。)となっている。</p> <p>また、MNO以外の一部の卸先事業者からはMNOと同等程度のキャッシュバックを行うことは困難といった意見や、FTTHアクセスサービス以外のサービスの収益を原資としていることが疑われるキャッシュバックが行われているとの意見があった。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 過度なキャッシュバックなどの行為により、電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれが生じていないか、卸先事業者のキャッシュバックの状況等について引き続き注視。 本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関するWG」において、FTTHアクセスサービスのキャッシュバック等及び料金等提供条件が不当競争を引き起こすこととなる具体例を示す「FTTHアクセスサービスにおける不当競争の具体例」(令和元年6月28日公表)等に基づき、具体的な状況の確認を実施。 | <p>§ 特定卸役務の提供を受けてサービスを提供する際に(特定卸役務の提供を受けて提供するサービスとセットで移動通信サービス等を提供する場合を含む。)、競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、特定卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること。</p> |

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|--|---|---|
| <p>＜確認項目：消費者保護の充実等の観点から望ましい行為＞</p> <p>サービス卸ガイドラインでは、消費者保護の充実を図る観点から、卸先事業者において、全ての契約代理業者及び再卸先事業者に対し、同ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じることが適当とされている。</p> <p>また、卸先事業者において、同ガイドラインの内容を踏まえ、契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、その遵守を担保する体制を整備することが適当とされている。</p> <p>⇒ 卸先事業者から、ガイドラインを踏まえた販売マニュアルの策定、契約代理業者等に対するガイドラインの内容の周知、研修等の実施について、回答があった。</p> <p>また、定期的なモニタリングや監査、契約内容の確認の実施により、消費者保護に関する規律が遵守されているかチェックすることとしている旨の回答があった。さらに、事業者によっては、営業担当者による契約代理店に対するチェック体制や苦情検知の体制を整備し、運用している旨、回答があった。</p> <p>苦情事案や不適切勧誘事案が発生した場合について、複数の卸先事業者において、苦情申告内容や音声ログの提出に基づく個別調査の実施や、是正指導等の実施を行っているという回答があった。</p> <p>その他、卸先事業者に対して寄せられた苦情の内容としては、契約時の説明不足によるサービス内容・利用料金・解約金に関する認識の相違等があるとの回答があった。</p> <p>特定の事業者が提供するFTTHアクセスサービスを誹謗・中傷するネット記事(まとめサイト)については、数多く存在し、ユーザの適切な判断基準の阻害要因となっている可能性があるという回答があった。</p> | <ul style="list-style-type: none"> サービス卸ガイドラインの周知状況等を引き続き注視するとともに、「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」に基づき、消費者保護ルールに関する取組状況の分析検証を行う。 回答のなかった業界自主基準等については、例えば、(一社)テレコムサービス協会(FVNO委員会)において、光卸を利用したFTTHサービスの説明等に係る業務適正化のための業界ガイドラインが策定されており、各卸先事業者は、本ガイドラインに基づく適切な説明の実施、徹底が求められる(平成29年度消費者保護ルール実施状況のモニタリング(評価・総括) (平成30年7月 ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合)参照)ところ、実施状況について注視。 | <p>§ 卸先事業者においては契約関係のある全ての卸先契約代理業者及び再卸先である卸先事業者に対し、本ガイドラインの周知を定期的に行うとともに、その遵守を担保するための措置を講じること。</p> <p>§ 卸先事業者においては、本ガイドラインの内容を踏まえ、卸先契約代理業者と連携しつつ適切な勧誘方法についての業界自主基準等の策定等を行い、卸先事業者及び卸先契約代理業者においては、その遵守を担保する体制を整えること。</p> |

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|--|---|--|
| <p>＜確認項目：サービス提供に当たっての課題等＞</p> <p>(1) サービス卸の卸料金の水準等について</p> <p>卸先事業者からサービス卸の卸料金の引き下げ等について以下の意見が提出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> FTTH市場でのユーザ料金を踏まえた場合、サービス卸の卸料金が高く、価格に対する設定自由度、競争範囲が狭い。さらに、トラヒックの増加に伴う事業コストが増加しており、これを吸収するべく卸料金の値下げが望まれる。 回線の開通・移転・廃止の運用業務を卸先事業者自らが行うようになったため、コラボ光サービスは運用コスト負担が増加しており、卸料金の値下げが望まれる。 他社光回線との比較において、回線速度の競争力がほとんどない状況である。また、価格競争力もなく、セット割、キャッシュバックの金額等による競争となっており、資金力のある大手事業者に太刀打ちできない状況となっている。 現行のサービス卸は、料金の適正性を確認できないことや、料金水準が非公開でオープンな議論ができないといった課題があることから、卸料金については、より透明性や適正性を確保するためのルールの見直しが必要と考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 卸料金については減少傾向ではあるものの、接続料相当額と比較すると減少率は低いことから、引き続き卸料金の引き下げも視野に入れた取組が行われることを期待するとともに、その状況を引き続き注視。 MNOによるセット割引、キャッシュバックについては、本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関するWG」において具体的な状況の確認を実施。 「接続料の算定等に関する研究会」において、サービス卸を含む卸役務について、卸料金の適正性・公平性・透明性の向上のための取組を含め、公正競争上必要な措置が検討されているところであり、その検討を踏まえた取組を実施。 |  |
| <p>(2) 卸元事業者が特定の卸先事業者に対して、職員を派遣し、実質的に卸先事業者に代わって行う営業行為(いわゆるラウンダー営業)について</p> <p>卸先事業者からラウンダー営業について以下の意見が提出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の卸先事業者に対してのみ、NTT東西からラウンダー営業を行っている可能性があることから、総務省においては、ラウンダー営業が行われていないか確認が必要。ラウンダー営業が行われている場合は、適正な競争環境が確保できていない状況と考えられ、不当競争に該当すると考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 意見の寄せられたラウンダー営業について、総務省から関係事業者へのヒアリング等により、公正競争上の問題が生じていないか実態把握を実施。 |  |

| 確認内容及び確認結果 | 対応方針 | (参考)ガイドライン該当箇所 |
|---|--|----------------|
| <p>＜確認項目：事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い＞</p> <p>⇒ 卸先事業者間、卸先事業者とNTT東西間において、事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱いが行われているとの指摘は現時点ではない。</p> <p>なお、令和元年7月から開始された事業者変更について、市場に与える影響を注視することが必要である旨の以下の意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none">事業者変更は開始されてあまり期間が経過していないことから、総務省においては、市場に与える影響について注視してほしい。事業者変更の開始に伴い、MNOなどの大手事業者への転出が加速していると考ええる。 | <ul style="list-style-type: none">利用者がサービスを乗り換える際のスイッチングコストが減少したことは評価。他方、卸先事業者間やNTT東西以外の自己設置事業者、接続事業者との間の乗換えの状況等、市場に与える影響について引き続き注視。本会議のもとに設置された「競争ルールの検証に関するWG」において、利用者のスイッチングコストの更なる減少に向け、具体的検討を実施。 | |

1 スイッチングコスト(工事費、契約解除料等)が利用者の自由なサービス選択を妨げていないか。

(1) 工事費について

① 過度な囲い込みと考えられる事例

FTTHアクセスサービスを開通する際の工事費について、多くの事業者は、利用者が契約を解除した際に分割払いの残債を一括して支払うことを求めており、利用者が他社に乗り換える際のスイッチングコストの一つになり得ると考えられる。特に、以下のような事例は過度な囲い込みにつながるのではないか。

- 1) 一括払いでは工事費の割引が受けられない、分割支払期間が長期にわたる場合にのみ工事費が無料になるなど、実質的に利用者が長期の分割払いしか選択できない場合
- 2) 工事費の分割支払期間が、期間拘束契約の期間を上回っているなどの理由により、期間拘束契約終了時に工事費残債の支払い等の追加的な費用負担なく契約を解除できない場合

② 利用者に請求する工事費の水準

光回線の新規開通工事や撤去工事において、NTT東日本・西日本から接続事業者に請求されている工事費や、卸元事業者から卸先事業者に請求されている工事費の水準と、利用者に対して請求している工事費の水準を比較した場合に合理的な水準となっていると考えられるか。

③ 事業者間の連携による更なる工事負担の削減

FTTHアクセスサービスの工事費や撤去工事費などに係る利用者負担の軽減には、現にある設備を有効に活用することが重要である。昨年7月には「事業者変更」により、光コラボ事業者間での乗換え工事が不要となった。それ以外についても、例えば、引込線(光信号分岐端末回線)の転用の仕組みを設けるなど、事業者間の連携を進めていくことが必要ではないか。

1 スイッチングコスト(工事費、契約解除料等)が利用者の自由なサービス選択を妨げていないか。

(2) 期間拘束契約について

① 過度な囲い込みと考えられる事例

FTTHアクセスサービスの期間拘束契約については、期間拘束と引き換えに契約者に対して利便を提供するものもあり、一般的な商慣習として認められていることを踏まえると、必ずしも一律に否定されるものではないと考えられるが、以下のような場合には、利用者が他社に乗り換えることを不当に妨げ、FTTHアクセスサービス市場の流動性を低下させることにつながるのではないか。

- 1) 期間拘束契約の拘束期間が長期にわたる場合
- 2) 期間拘束契約の契約解除料が高額である場合
- 3) 自動更新により期間拘束契約が延長される場合において、契約解除料なしに解約できる期間が短い場合
- 4) 契約時に期間拘束契約の自動更新の有無を選択できない場合

② 期間拘束契約の契約解除料の水準

契約解除料については、各社1,500円から20,000円までの幅がある状況であり、利用者アンケートでは、FTTHアクセスサービスの乗り換えを検討する費用としては、「0円」を除くと、「2千円以上4千円未満」「4千円以上6千円未満」という回答が多い状況であった。各事業者がどのような考え方に基づいて、解除料を設定しているのか確認し、合理的な水準となっているか確認することが必要ではないか。

2 過度なキャッシュバックやモバイル契約とのセット割引により不当な競争が生じていないか。

○ 不当競争に関する検証

固定通信サービスの中では、FTTHアクセスサービスがその8割を占めるところ、その中でも、卸電気通信役務による提供が増加している。卸電気通信役務によりFTTHアクセスサービスを提供している事業者の中でも、MNO2社(NTTドコモ、ソフトバンク)の契約数が継続的に増加傾向にあり、競争事業者からもMNOによるセット割引等によってFTTHアクセスサービス市場の競争環境が寡占的な状況になっていくとの懸念が示されている。

他方で、利用者アンケートによれば、利用者が事業者(サービス)を選択する際に、最も料金面を重視していることや、MNO系光コラボ利用者においては、7割弱の者が(FTTHの提供事業者と同一の事業者から)携帯電話サービスの提供をセットで受けている状況。

これらを踏まえ、以下の方法により過度のキャッシュバックやセット割引等により、MNO系光コラボ事業者が、不当な競争を生じさせていないかという点について検証を行うこととしてはどうか。

- 1) 市場検証会議での議論を踏まえ、パブリックコメントを経て総務省において昨年6月に公表した「FTTHアクセスサービスの提供条件が不当競争を引き起こす具体例」に照らした場合の、現在のMNO系光コラボ事業者のサービス提供状況
- 2) 特にセット割引という観点から、ある市場で支配的事業者であることによって得ている超過利潤を他の競争的市場の割引にあてることにより競争事業者を排除し、競争を制限していないかを評価する方法の一つである「割引総額帰属テスト」の考えで評価した場合のMNO系光コラボ事業者の状況。

こうした評価を踏まえつつ、総務省への申告状況や、対象事業者からの説明内容その他の事情を勘案して、不当な競争を引き起こす状況になっているかを検証すべきではないか。

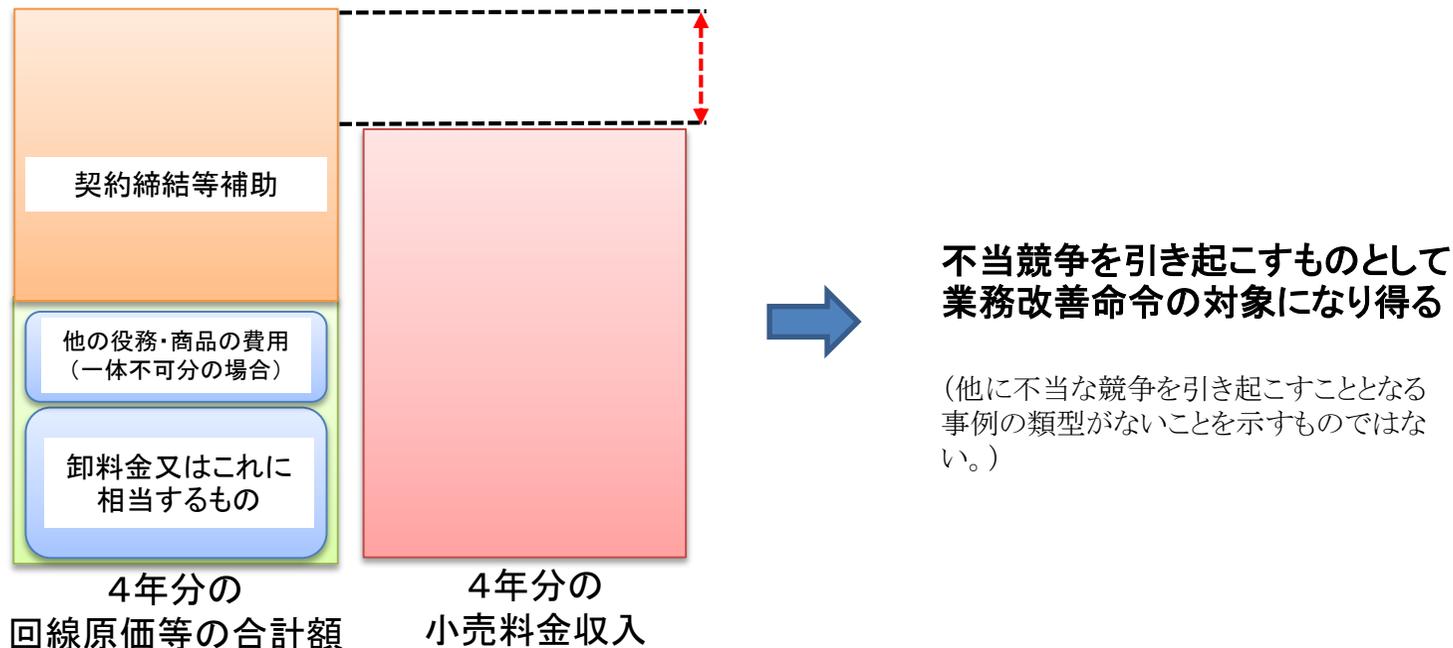
- 対象事業者の個別のFTTH契約において、継続する任意の4年間 FTTHアクセスサービスを提供する場合の小売料金の収入が、当該期間における当該契約に係る回線原価^{※1}及び契約締結等補助^{※2}の合計額を下回ること

※1: 光回線卸売サービスの料金又はそれに相当するもの。

インターネット接続サービスなど他の役務・商品が一体不可分の場合はその費用を含む。

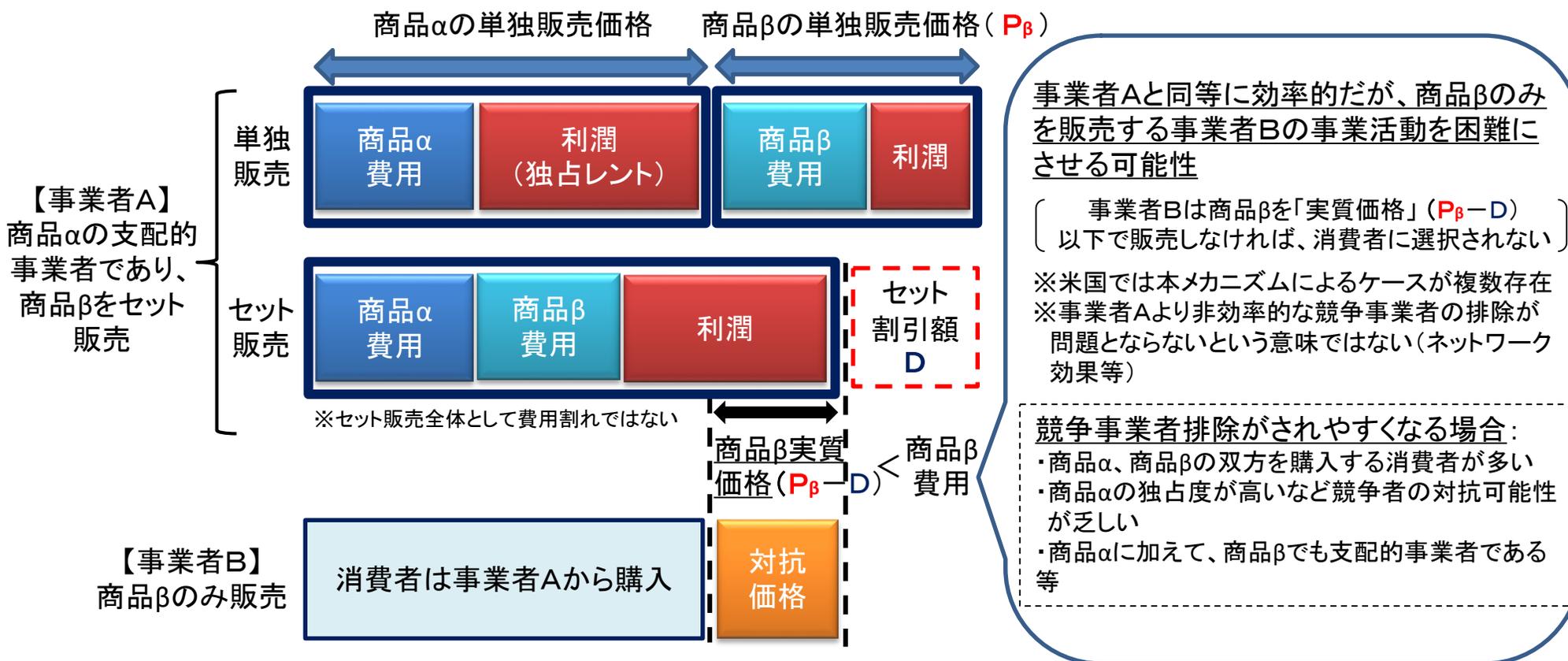
※2: 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の「端末購入補助」に倣って定義:

FTTH契約を締結し、又は継続することを条件として対象事業者が最終利用者に対して提供する経済利益(金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益 であって小売料金の割引に相当しないものをいう。以下同じ。)及び対象事業者が媒介等業務受託者に対して支払う金銭であって媒介等業務受託者によるFTTH契約の媒介等に応じて支払うもの又はFTTH契約の締結・継続を条件として提供する経済利益のために使うことを対象事業者が媒介等業務受託者に対して実質的に指示するものをいう。



- ただし、上記の事例であっても、総務省に対する申告の状況、当該事例を生じさせた対象事業者による説明の内容その他の事情を勘案し、他の対象事業者を排除し又は弱体化させるものでないと考えられる場合又は小売料金が適正なコストを著しく下回るものでないと考えられる場合は、不当な競争を引き起こすものとはならない。
(例えば、当該事例を生じさせた対象事業者のFTTH契約の数が3万未満であるかどうかは1つの考慮要素)

- 割引総額帰属テストは、バンドル・ディスカウント(セット割引)に係る割引額全体を、競争的商品からのみ割り引かれるものとしてその販売価格を捉え、その競争的商品の供給に係る増分費用との大小を判断。
- 一般的にセット割引については、2つの商品に共通する費用を効率化させること等によって、割引を行うものであり、消費者(利用者)にとっては望ましい行為であるが、いずれかの商品の市場において、ある事業者が支配的事業者である場合には、当該市場において得た利潤を競争的市場に利用して、他の事業者を排除する効果を生じさせることがある。
- 当該セット割引が、競争的商品を提供する競争事業者(当該セット割引を提供する事業者と同等効率的)に対して排除効果を有しているか否かを判断するに当たり、セット割引対象商品のうち、競争的商品の価格からセット割引の合計額を控除した「実質価格」ともいべき販売価格が費用割れとなるか否かを評価する。



注: 公正取引委員会競争政策研究センター「バンドル・ディスカウントに関する検討会」報告書(平成28年12月14日)の図を一部加工